

基準適合一般事業主認定通知書

令和7年9月18日

医療法人まつぎ歯科医院

理事長 松崎 宏明 殿

令和7年8月21日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 2

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○		○	○	○

宮城労働局長



注意

- ・この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- ・また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。
- ・なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年）以内に提起することができます。
- ・また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

